

## 【中国】教育監督指導条例の制定

海外立法情報調査室・宮尾 恵美

\* 教育監督指導条例が2012年8月29日の国務院第215回常務会議で採択され、9月9日の公布を経て10月1日に施行された。資質教育や公平な教育の推進等の課題に取り組むために、教育行政等を監督指導する従来の制度の改善を図るものである。

### 1 制定の経緯

中国の学校教育は、文化大革命期に空白状態に陥ったが、1970年代後半に文化大革命が終息し改革開放政策が開始されると、農業、工業、国防及び科学技術における「4つの現代化」を進めるための基礎と位置付けられて、その再建が図られた。改革開放初期においては、エリートの養成が急務とされ、高等教育、重点学校の整備等が重視されていたが、次第に国民全体を対象とした基礎教育の普及が課題となり、1986年に義務教育法が制定、施行された。義務教育の実施に際しては、地方人民政府が責任を有すること、各地方の事情に合わせた方法をとること等が定められ、地方人民政府に教育の権限が委譲された。同時に、視学制度を復活させ、教育行政や学校教育が国の方針に沿って実施されているかどうかの調査、監督、指導を上級教育行政機関が行う教育監督指導制度の整備が進められ、1991年に教育監督指導暫定規定が定められた。

こうした体制の下で義務教育の普及が進められ、2011年にその全国的な普及が完了したと報告されたが（注1）、以前から指摘されてきた都市と農村との間及び地域相互間の教育格差の解消、公平な教育の実現、資質教育（生徒の創造的精神と実践能力の涵養を重視する教育）の推進等の課題は残されたままであった。これらの教育改革を実施する上で、教育監督指導制度が果たす役割は重要であるとの認識の下に、教育部は同制度の整備を目指して、2004年から教育監督指導条例（以下「条例」）の制定作業を開始した。そして、監督指導機能の教育行政からの独立、対象範囲の拡大、視学制度の改善、監督指導の内容の明確化等が盛り込まれ、条例（注2）が制定された。

### 2 条例の概要

条例は、第1章総則、第2章視学、第3章監督指導の実施、第4章法的責任、第5章附則の全27か条から成る。次に条例の概要を紹介する。

#### (1) 条例の目的及び適用範囲

教育に関する法規、国の教育方針及び教育政策の実施を保障し、資質教育を実施し、教育の質を向上させ、教育の公平性を促進し、教育事業の科学的発展を推進することを目的として、この条例を制定する（第1条）。条例は、法令で定める範囲の各級、各種の教育の監督指導に適用されるが、具体的には①県級以上の人民政府による下級人民政府の教育法規、政策等の実施に対する監督指導、②県級以上の地方人民政府によ

る当該行政区域内の学校の教育に対する監督指導がある（第2条）。

旧規定では、適用の対象を主として初等中等教育及び幼児教育としていたが、条例は大学等の高等教育、職業教育等も対象として、その範囲を拡大している。

## (2) 教育監督指導の体制

国务院の教育監督指導機構（以下「機構」）は、全国の教育監督指導の実施に責任を有し、その基本的な原則を制定し、地方を指導する。県級以上の地方人民政府の機構は、各所管行政区域での教育監督指導の実施に責任を有する。機構は、各級人民政府の指導下で、独立して監督指導機能を果たす。（第4条）

機構は、従来、教育行政部門の一機関として設置される場合がほとんどであったが、条例では、教育行政部門から独立して、中央政府及び地方政府に機構を設立することとされた。2012年10月11日には、国务院に教育監督指導委員会が設立された。

## (3) 視学制度

国は視学制度を実施し、県級以上の人民政府は、機構に専任の視学官を配置し、機構は、職務の必要に応じて兼任の視学官を任命することができる（第6条）。視学官には、共産党の基本路線を堅持し、教育法規、国の教育方針等に精通し、相応の専門知識と大学以上の学歴を有し、教育管理、教職等の職務に10年以上従事し、勤務成績が優秀であること等の条件を満たし、機構の審査に合格した者が任命される（第7条）。

これらは、以前からの課題であった視学官の専門性の向上を図るための規定である。

## (4) 教育監督指導の実施

機構が行う教育監督指導の事項には、学校における資質教育の実施状況、授業の水準等学校教育の状況、教員管理制度の構築状況、校舎、設備等教育条件の整備状況、投入資金の管理及びその使用状況、義務教育の普及水準、各種教育の発展状況等がある（第11条）。また、教育監督指導の種類には次の3種がある。①県級人民政府の機構が、その所管地域に視学官を派遣し、学校の教育に対し行う経常的な監督指導、②条例第11条に規定する1つの項目又は複数の項目について実施する特別監督指導、③第11条に規定する全ての項目について実施する総合監督指導、である（第13条）。

特別監督指導及び総合監督指導の実施方法については、3名以上の視学官から成る監督指導グループの組織化（第16条）、同グループによる監督指導対象機関の調査、指導意見の作成及びフィードバック（第20条）、機構による監督指導意見書の作成、改善要求（第21条）、対象機関による改善の実施、機構による改善状況の調査、報告書の作成、報告書の人民政府への提出及び社会への公表等（第22条、第23条）を定める。同報告書は機関や責任者の評価、賞罰の決定の上で、重要な根拠となる（第24条）。

注(インターネット情報は2012年10月24日現在である。)

(1)「国务院关于深入推进义务教育均衡发展的意见」中央政府网

<[http://www.gov.cn/gongbao/content/2012/content\\_2226138.htm](http://www.gov.cn/gongbao/content/2012/content_2226138.htm)>

(2)「教育督导条例」国务院法制办公室, 2012.9.18.

<<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfg/xzfg/201210/20121000376702.shtml>>